

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年3月31日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社第四北越銀行

3. 認定事業適応計画の実施期間

令和5年3月～令和7年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

本計画では、サステナビリティへの取り組みの一環として、一部営業店舗の照明のLED化、空調設備の省エネ機器への転換を行うほか、太陽光発電設備を導入することにより、事業に伴い排出されるCO2を減少させることで、環境価値・社会価値と当行の企業価値を向上させる計画である。

令和5年度は、照明のLED化（10拠点）、空調設備の省エネ機器への転換（2拠点）、太陽光発電設備の導入（1拠点）を実施した。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和5年度は、照明のLED化（10拠点）、空調設備の省エネ機器への転換（2拠点）、太陽光発電設備の導入（1拠点）による効果や、一部拠点において再生可能エネルギー由来電力への切り替えを実施したことから、事業者全体における炭素生産性が令和3年度から80.5%向上し、令和5年度における当初目標値（20.1%）および計画最終年度における目標値（21.2%）を上回る実績となった。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標について、令和5年度は経常利益を計上した。

（4）実施した事業適応計画の内容

令和5年度においては、事業適応計画の認定申請書に記載した資産を全て取得し、上記4.（2）のとおり炭素生産性が向上した。また、取得した資産に対しカーボンニュートラル投資促進税制の適用を受けた。